

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【公表番号】特表2012-507664(P2012-507664A)

【公表日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-013

【出願番号】特願2011-535596(P2011-535596)

【国際特許分類】

F 01 N 3/28 (2006.01)

B 01 J 33/00 (2006.01)

B 01 D 53/94 (2006.01)

【F I】

F 01 N 3/28 3 1 1 N

B 01 J 33/00 Z A B G

B 01 D 53/36 1 0 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月26日(2012.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マットの総重量に基づいて少なくとも60重量パーセントのケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と、少なくとも10重量パーセントの非結晶耐火セラミック繊維、生体溶解性セラミック繊維、熱処理シリカ繊維、及びそれらの混合物からなる群から選択される繊維と、から構成されるブレンドから構成される不織布マットであって、前記ケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維は、前記ケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維の総重量に基づいてAl₂O₃を10～30重量パーセントの範囲内で、SiO₂を52～70重量パーセントの範囲内で、及びMgOを1～12重量パーセントの範囲内で含み、前記不織布マットは、前記マットの総重量に基づいて、少なくとも80重量パーセントの前記ケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と、非結晶耐火セラミック繊維、生体溶解性セラミック繊維、熱処理シリカ繊維、及びそれらの混合物からなる群から選択される前記繊維と、から集合的に構成され、前記ブレンド中に存在する前記ケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と非結晶耐火セラミック繊維、生体溶解性セラミック繊維、熱処理シリカ繊維、及びそれらの混合物からなる群から選択される前記繊維とは、実条件備品試験の25～700/400の3回の熱サイクル後、繊維のブレンド中に存在する任意の個々のケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維、非結晶耐火セラミック繊維、生体溶解性セラミック繊維、熱処理シリカ繊維からなる類似の不織布マットの弾力性値よりも少なくとも1.1倍大きい弾力性値を有する前記不織布マットを集合的に提供する、不織布マット。

【請求項2】

少なくとも60重量パーセントのケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と少なくとも10重量パーセントの生体溶解性セラミック繊維とから構成されるブレンドを含む不織布マットであって、前記マットの総重量に基づいて少なくとも80重量パーセントの前記ケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と前記生体溶解性セラミック繊維とから集合的に構成される、請求項1に記載の不織布マット。

【請求項3】

少なくとも60重量パーセントのケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と少なくとも10重量パーセントの熱処理シリカ繊維と、から構成されるブレンドを含む不織布マットであって、前記マットの総重量に基づいて少なくとも80重量パーセントの前記ケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維と前記熱処理シリカ繊維とから集合的に構成される、請求項1に記載の不織布マット。

【請求項4】

500を越えて加熱する前の、出来上がった状態の前記不織布マットが、前記マットの総重量に基づいて5重量パーセント以下の有機材料を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の不織布マット。

【請求項5】

非膨張性である、請求項9又は10に記載の不織布マット。

【請求項6】

前記マットの総重量に基づいて少なくとも70重量パーセントのケイ酸アルミニウムマグネシウムガラス繊維を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の不織布マット。

【請求項7】

非結晶耐火セラミック繊維、生体溶解性セラミック繊維、熱処理シリカ繊維、及びそれらの混合物からなる群から選択される繊維を前記マットの総重量に基づいて少なくとも15重量パーセント含む、請求項1～6のいずれか一項に記載の不織布マット。

【請求項8】

0.05g/cm³～0.3g/cm³の範囲内の出来上がった状態の嵩密度を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載の不織布マット。

【請求項9】

請求項1～8のいずれか一項に記載のマットと共にケーシング内に実装されている汚染防止要素を含む汚染防止装置。

【請求項10】

二重壁を有する排気構成成分及び請求項1～8のいずれか一項に記載のマットを有する排気システムであって、前記マットが二重壁構成成分の壁の間に配置される、排気システム。